

「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会 報告書(案)」に対して提出された御意見と研究会の考え方
【意見募集期間：平成26年2月12日(水)～平成26年3月5日(水)】

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方	
	頁	項目				該当部分
01	2	1 検討の背景 (1) 携帯電話の利用状況・重要性	全人口約1億2700万人に対して、1億3600万人以上の加入契約数。人口普及率が100%を超えている。	携帯電話所持率も考慮して欲しい。一人が数台持っているのではないだろうか。全く持たない人や必要がない人もいるのではないのでしょうか。必要がない、または要らない人へも配慮してほしい。	個人	エリア化の要望がない地域については、数値目標には含めておりませんので、不要という人には配慮していると考えます。
02	2	1 検討の背景 (1) 携帯電話の利用状況・重要性	いつでもどこでも利用したいというニーズは高まっていると言える。	「いつでも、どこでも」と節度の問題はどうか疑問に感じる。移動中の使用を散見すると、思いついたから通話しているような内容もある。本当に必要な人が使えるようにした方がいいと思う。	個人	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
03	2	1 検討の背景 (1) 携帯電話の利用状況・重要性	地域間格差の解消や防災という観点で、携帯電話の基地局整備を推進していくことが求められている。	必要だという地域と合わせて、不必要だという地域の声も公平に聴くべきだと思う。	個人	エリア化の必要性・要望の有無については、総務省から市町村に対して公平に照会が行われていると認識しております。
04	3	1 検討の背景 (4) 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会の開催	●	なぜ黒塗り部分があるのか。	個人	黒塗りは未定の部分です。最終的には記載いたします。
05	4	2 現状と課題 (1) 居住地域の状況	平成24年度末の面積カバー率は68.3%	国土の66%は森林であるので、ほぼカバーしていると考えられないのでしょうか。	個人	本研究会においては、まずは居住地域において利用可能とすることに着目し、面積ではなく、人口ベースにおけるエリアカバー率を用いて検討しております。
06	9	3 今後の整備方針と具体的推進方針 (1) 整備方針		特に、道路トンネル及び鉄道トンネルへの支援の必要性が高いことについて 移動中に利用するトンネル等の場所について整備していくことは賛成です。2012年12月2日の笹子トンネル天井板落下事故のことからトンネルも老朽化してきていることが分かったので、トンネル内でも携帯電話が使用できるようにすべきだと考えます。 また、老朽化の影響だけでなく整備、点検をしっかり行っていても地震の際にトンネル内に取り残されるかもしれないからです。	個人	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
07	9	3 今後の整備方針と具体的推進方針 (2) 具体的推進方針	整備要望がある居住地域・・・	基地局整備は基地局と伝送路(エントランス回線)とが一体で整備されます。地方自治体と事業者(注：報告書案p2の言い換えにより「携帯電話事業者」の意)との情報共有に加え、弊社のようなエントランス回線を提供する地域の電気通信事業者の情報提供を要望します。	東北インテリジェント通信	エントランス回線を提供する電気通信事業者も基地局整備の関係者であり、情報共有により基地局整備が促進されると考えられるため、追記いたします。
08	10	3 今後の整備方針と具体的推進方針 (2) 具体的推進方針		事業者の役割として更なる整備費用の低廉化に努めることについて 事業者の役割として整備費の低廉化に努めることには賛成です。採算性の低い地域においては基地局が整備されにくく基地局数が増えると整備費などが多くなり、事業者の負担や補助金の額が多くなることが考えられます。整備費自体を抑え必要な場所に必要な数を整備することが必要なため、新たに増やす基地局数も考えるべきだと思います。	個人	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
09	12	3 今後の整備方針と具体的推進方針 (3) 研究会で出された要望に対する考え方	国庫補助率が3分の2	所持率から、検討をお願いしたい。事業者および利用者に有利過ぎるように感じる。CMで言っている『3年間通話料がタダ』とか。事業者はもちろん利用者にも通話に相当する額(基地局設置～従業員報酬)を支払わせるべきではないのか。	個人	本研究会においては、まずは居住地域において利用可能とすることに着目し、面積ではなく、人口ベースにおけるエリアカバー率を用いて検討しております。ユーザー料金については、本研究会の検討対象外であるため、頂いた御意見は、今後の行政において参考とされるものと考えます。

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
10	3	今後の整備方針と具体的推進方策 (3)研究会で出された要望に対する考え方	イ その他(ユニバーサルサービスの適用) ユニバーサルサービス制度の適用について 携帯電話にユニバーサルサービス制度の適用するのは反対です。ユニバーサルサービス制度を適用すると事業者の競争意識を低下させて従来のサービスが低下してしまうのではないかと考えるからです。 また、事業者の役割として地方自治体と基地局整備以外の分野における協力関係の構築に努めること、地方自治体と協力して行政サービスやアプリケーションの開発等に努めること、インフラ管理におけるセンシング等の新たな観点から基地局整備の可能性を検討するのであれば事業者間の競争があった方が多くの異なる意見が提出されると思うからです。	個人	ユニバーサルサービス制度の意義や適用範囲については、本研究会の検討対象外であるため、頂いた御意見は、今後の行政において参考とされるものと考えます。
11			高知県安芸市の市街地から20kmほど山間に入ったところに畑山という集落があります。人口は現在60人程度、平均年齢は70歳を超えています。集落も南北3kmほどに点在しているため、各集落あたりの居住人口は10人程度になります。携帯電話は、どの会社のものも圏外となります。市街地から5kmほど北上すれば圏外となるため、集落までの15kmはすべて圏外で、林道経由でさらに北上しても10km以上は圏外のみです。以前、DoCoMo社のmovaのころには、わずかながら電波がありメールの送受信は可能でしたFoma以後、圏外となっています。 固定電話の音声も遠く、集落への往来は県道1本で車幅も狭く、雨などによる土砂崩れで、年に数回以上は集落が孤立します。その際、電話回線が不通となる可能性も多いにあります。安芸市より、畑山集落に1台、衛星電話の設置がありますが各集落が点在しているうえ、高齢者ばかりのため、災害時の通信手段が確保できていません。 一昨年、ソフトバンク社が衛星(Ipstar)を導入し、畑山地区では大きな集落あたりのみ利用可能となりましたが、電波は不安定で冬場は特に電波が無い状態となり、年の半分以上は利用できないでいます。 インターネットは、総務省の事業でIpstarを希望家庭に設置し現在、このようにメールの送信が可能となっています。 ソフトバンク社は、過去幾度か、電波塔などの設置の話を集落に持ち掛けてきましたが用地交渉などが終了したのちの撤退や、フェムトセルを設置したものの、基地局から遠すぎるため利用できず現在に至ります。昨年末、40mの電波塔を設置し、南北15kmほどの通話圏内とする話になっており電波塔は建設されましたが、開通時期は未定といわれています。 DoCoMo社は、下見に来たことはありますが、その後の動きはありません。 現在、畑山地区には弊社が運営している畑山温泉憩の家という温泉宿があり食堂の利用客で年間3千人、宿泊客で700人のお客さんがいらっしゃいます。特に都市部からの観光客の方が多数を占めています。観光にいらっしゃるの、電波が不通であることを好まれる方もいらっしゃいますが市街地から畑山までの県道約15km間に、集落は一つもなくまた悪路、狭路となっており、日の入りを過ぎての到着となればガードレールも乏しく、車の往来も少ない山道を不安を抱えての運転となります。旅館の方に、幸い大きな事故は今までにありませんが畑山を抜けた林道でオフロードバイクの転落事故や、車の故障などがあり、10km以上歩いて当施設へ助けを求めに来て、市街地へ送り届けた人たちもいました。 畑山地区での林業従事者や狩猟者も多く、携帯電話の基地局開設を願う声は多数寄せられています。 そのほか、移住希望者も年々増加傾向にありますが公共水道もなく、携帯電話も圏外な上、固定電話の音声もかなり遠い状況にあり都市部からの移住者の障壁となっています。 私自身、県外からの移住者で、ネット環境が未整備だったため市街地にも拠点を構え、2重生活をしていたのですが、Ipstarの設置により、この生活が解消されました。ただ、これからの移住者は自己負担による設置となり行政によるブロードバンド環境の改善が見込めない当地域では課題も多くあります 高知県では、地震が近く発生すると考えられており早期の携帯電話の基地局整備は切実な願いとなっています。	はたやま夢楽	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。
12			携帯電話の普及と、広範なエリア整備により、その災害時での役割が大きいことは、報告書で指摘のとおりである。災害時に、ワンセグ等の情報が見れると安心だが、昨今、海外製を始めワンセグ受信機を持たないスマホ発売され続けているという課題にも、スマホ時代の新たなユニバーサルサービスとして、基地局整備で対処してほしい。例えば、LTEやWi-Fiを通じた、マルチキャストでのテレビ番組の再配信と、それが受信できるエリアの整備を進めて、どこであっても、スマートフォンを持っていれば、テレビ局の番組が視聴できるよう、整備を進めてほしい。 広範なエリアの確保には、見通しがよく高さがある用地・物件が必要となる。独立行政法人等国の関連機関が保有する土地物件内での有償貸出など、設置場所獲得交渉が楽になるような施策も同時に検討頂きたい。 未整備地域のエリア化にあたっては鉄道や田舎の路線バス等の路線のエリアカバーについては、衛星バックホールによる車内Wi-Fiを整備することで、「ユーザ目線では、その路線は通信可能なエリア」となって圏外がなくなるという方法も、同時に検討頂きたい。	個人	携帯電話の普及とエリア整備による災害時の役割については、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 設置場所獲得交渉にかかる御意見については、官民の情報共有が、基地局設置場所の円滑な獲得交渉に効果があると考えます。 他の頂いた御意見は、本研究会の検討対象外であるため、今後の行政において参考とされるものと考えます。

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
13			<p>北米や欧州など、携帯電話の最新技術を用いている諸国と同じ周波数・同じバンドを使えるようにしていくことで、「4G/5Gの最先端の技術に対応した携帯電話基地局や携帯電話端末」が、規模の経済により安価に生産されることが期待できる。基地局整備にあたっては、『単位カバー面積あたりの整備コスト』の低い、適切な周波数でのエリア整備をしてほしい。それにより、『同じコストで、より広く、より対応端末が多い』良いエリアが整備ができるよう、検討を進めてほしい。</p> <p>また、802.11afなどのTVホワイトスペース等を活用した広域スーパーWi-Fiをはじめとした、LTE基地局以外による、エリアの整備とコスト比較し、適切な技術でのエリア整備がされるよう、検討を進めてほしい。</p>	個人	<p>エリア整備は、民間事業者の主導によるものであり、経営判断等により適切な技術でのエリア整備が進んでいると考えます。</p> <p>他の頂いた御意見は、本研究会の検討対象外であるため、今後の行政において参考とされるものと考えます。</p>
14			<p>既存LTE端末が共通に搭載している周波数(1800MHz帯等)でのエリア整備を行い、災害時には、他社端末も受け入れ可能なように整備を進めてほしい。</p>	個人	<p>本研究会では、携帯電話の不感地域の解消に向け、ローミングによる方法も議論されましたが、課題が多く、その効果が未知数であったため、報告書(案)に記載しませんでした。頂いた御意見は、今後の行政において参考とされるものと考えます。</p>
15			<p>基本的に高い周波数を使う携帯電話は山間部や離島等の小さな集落を完全にカバーするのは難しいので、非常災害時用に通信手段として衛星携帯電話の端末を必要に応じて自治体が貸与することにしたらどうですか。それと固定電話についても、小さな集落では採算性が悪いので無線化した方が賢い選択だと思うのです。メタリックケーブルは地震や大雨、土砂崩れ、積雪等で切れるので、災害時の集落の安否確認に手間取っています。本年2月の大雪でも孤立集落が多く存在しました。そうしたことに対応できるようにする必要があるが、同時に高齢者は携帯電話も必要ない固定電話で充分という人が多いのです。</p> <p>こうした現実を踏まえて、固定電話に代わる新しいユニバーサルサービスを考えないと何時まで経ってもこの問題は解決しないと思うのです。</p> <p>20年に亘るデフレ景気により、ラジオ放送の収益も落ちてラジオのデジタル化もままならない状態です。こうした状況が悪循環の連鎖につながっています。</p> <p>こうした状態から立ち直るためにテレビの空きチャンネルのVHF波を上手く使うことを考えて欲しいです。固定電話程度の大きさの固定電話兼防災行政無線等の機能を持った端末や基地局を作れば、警察や消防等の幅広い重要通信に固定電話の通話を混ぜて、非常時に重要通信を優先的に伝送したら問題は解決します。</p> <p>国民のニーズがどこにあるかを正確に見て、そのニーズに合う通信体系を確立することが必要だと思うのです。特に不法無線局対策は、ニーズをつかんでいたかを考える時期です。法律に従わない人は悪いが沢山の人が不法無線を使った時は、行政側が対応すべきだったのです。</p> <p>彼らが満足する無線を作れば、新しいニーズに合致した行政が行われていたが、この40年余りの電波行政を総括しないと、そうした発想にならないと思うのです。</p> <p>それをしなかったので新しい発想が生まれず、発展途上のベトナムの携帯通信会社のベトテルにも劣る状態になっているという自覚があるのです。</p> <p>官僚も労働組合員も早く天下りを続ける組織保持を目的として政策をやめて、国民重視の政策にして欲しいです。</p> <p>労働組合員も退職前に地方局の課長クラスになって、外郭団体の地方支部等に天下っています。国民が何か問題を起こすたびに、資格等増えて行き外郭団体を富ましています。</p> <p>こうした状況から脱出は、今の国民の願いだと思うのです。</p>	個人	<p>衛星携帯電話を自治体が貸与する方法は、衛星携帯電話の活用方法の1つと考えております。</p> <p>ユニバーサルサービス制度の意義及び適用範囲について及びそのほかの御意見は、本研究会の検討対象外であるため、頂いた意見は、今後の行政において参考とされるものと考えます。</p>
16			<p>最近とても携帯基地が多くなり、私のような化学物質過敏症と電磁波過敏症を併発している人間はとても体調悪く困っています。勝手に携帯基地を立てられ逃げるところもなく毎日苦しい症状に耐えています。基地を立てる前には周りの意見をきき、説明があってもいいのではないのでしょうか？</p> <p>私は基地はもちろん、WiFiや無線LANによる電波で、耳鳴りがとても酷いです。自宅の前のマンションから尋常でない電波が我が家に入ってくることで、スーパー、飲食店、映画館・・・いろんな所でWiFiだらけで、出かけるのも困難です。</p> <p>我が家に住んでいられないです。どこか安住の地を確保していただきたいです。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/e/e/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
17			<p>昨年、自宅の真正面(6m)のところに携帯基地局をたてるとKDDIが勝手に決定し、建設しようとなりました。自宅から6mです。健康被害の報告もあるというのに自宅から6mのところに設置しようとするのです。すでに自宅から半径300m以内に5本の基地局がたっています。これ以上、日中に年寄と子供しかいない地域に携帯基地局が必要でしょうか?基地局設置については業者任せにしており何の規制もないと聞きました。規制がないまま健康被害を及ぼす可能性があるものを勝手に建設していいものなのでしょうか?まずは、設置に関して、健康被害の調査研究をしっかりと行い、安全性を確保するための規制を整備してから基地局の拡大の議論をするのが妥当ではないですか?</p> <p>私は、wifi、無線LAN、ワイヤレス電話の電波で難聴不眠体調不良になりました。これらを自宅から排除したとたん回復しました。近所のdocomoの基地局の傍を通ると耳鳴りがします。少なくとも私にとって基地局が増えることは脅威ではありません。</p> <p>飛行機、新幹線、電車、いかなるところでも携帯電話を使えるのはとても便利かもしれませんが、便利さと健康とどちらが大事でしょうか?有線電話でも対応できるものではありませんか?国民のすべてに影響がなく便利に使えるというものならいいのですが、そうではないものを日本全国に拡大するというのは、おかしな話です。電波に弱い人間は、この国で生きていってはいけないうのでしょうか?</p> <p>健康被害のことを考えて、まずは、住宅地から300m以内には設置しないこと、幼稚園や小学校等の学校からはそれ以上に離して設置すること、等の規制を作ってください。それからの話だと思います。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
18			<p>高知県にある化学物質過敏症患者会です。</p> <p>重症患者は自宅にも居られず、電磁波の少ない場所を毎日探し日が沈むまで屋外で過ごす患者、南海トラフ地震で水没地域になった患者は、なんとか高台にある安全な場所を探しやっと購入した土地に電波塔3本目建設することが分かり、土地所有者(高知市)、ソフトバンク、患者本人、患者会役員、県会議員やサポーター達と同席し話し合いをもつも、結論としては、たった一人のために利用者が不便をこうむるのは困るという見解で、その土地に安住するための家を建築することが叶わなくなりました。多額のお金を用立てて購入した土地もそのまま、以後金銭的にも苦しく、電磁波に極度に強く反応し、日常生活も困難をきたしています。電磁波に反応がつよく、自宅に住めない患者は、TVも電話もない場所を探し家族と離れて一人で生活をせざるをえません。</p> <p>代表の私も、電磁波でLED電気をつけるとキーンと耳鳴りが始まり、TVも短時間でずし、パソコンも1時間つけているとどんどん低体温になり、手が腫れあがり痺れます。体に力が入らず、家事もできない、電話での相談も辛く患者会として困難な状況です。しかし、書き込めないと生活の場が奪われてしまう危機感で、頑張って書いているのです。もう限界です。もっと多くの患者さんの状況を伝えたいけれど、これで置きます。</p> <p>患者は、電磁波の少ない場所でも生きていけない人が数多くいます。苦しくなったら、過疎地の山奥に避難します。そんなシェルターの場所を、全て奪われたら生きることができません。</p> <p>あなた方は、この寒風吹きさすぶ日に、山奥に入り座り込んでひたすら耐えていることができますか?40度を超える暑さの中も同じです。目に見えない電波で、生きる場を失う人々のことを、絶対忘れないでください。電波が繋がらない人より、一番先に考えてください。生きていけない患者のことを優先をお願いします。</p>	化学物質過敏症・ゆるゆる仲間	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
19			<p>私は携帯電話基地局の近くでは左耳がジーンとなり、吐き気が出、頭が朦朧となります。長くいる家でこのような症状が出ると暮らすことができません。高周波は電磁波に過敏な人だけの問題ではなく、全ての生き物に悪影響が出ると考えます。ヨーロッパでは基地局は住宅地から離すなど、どんどん規制の方向に進んでいますが日本では野放し状態で多くの人が暮らす地域に携帯電話やデータ通信会社のアンテナが乱立し、高周波がいたるところに飛び交っています。ひどい場合は同じ場所に数本立っています。近所に住む人は常時かなりの量の高周波にさらされていることとなります。どうか住宅地から300メートルは離して立てるよう規制をお願いします。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
20			<p>携帯電話基地局は、電磁波過敏症など、病気のある方に配慮して、縮小していくのが望ましい。公衆電話を多く復活し固定電話をできるだけ使うように指導して、子供や老人など電磁波に弱い人が病気になるのを防ぐためにも携帯電話の使用を減らすように指導し、携帯電話基地局を減らすことが重要である。そして、電波の入らないゾーンを増やしてほしい。海外で、電磁波問題に取り組んでいるところを参考に、適切な対応を求む。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術)</p> <p>http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
21			<p>反対です。</p> <p>電気は災害に最も弱く、電気を電源とする基地局が災害時に役に立つとは思えません。災害時、通常は固定電話が不通になるよりも先に停電で基地局はダメになります。東日本大震災時も然りです。WHOの国際がん研究機関(IARC)が携帯電話電磁波を「発がん性の可能性がある(2B)」に分類、国際がん研究機関(IARC)が、携帯電話電磁波の発ガンリスクを評価し、「発ガン性の可能性がある」と認定しました。欧州評議会の議員会議が、電磁波対策を欧州諸国に勧告しました。</p> <p>住民に電磁波被曝を強いて健康を奪うだけの防災整備をやめてください。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術)</p> <p>http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
22			<p>電磁波過敏症で苦しんでいる人がいます。</p> <p>携帯電話がどこでも使えれば、便利です。災害対策として有効です。</p> <p>でも、それが原因で生活の場を奪われる人がいます。私は、電車にも乗れず、電話で会話もできず、パソコンの使用も短時間限定です。冷蔵庫や給湯器の電気も支障がありますが暮らしてはできず、最低限の使用をしています。神奈川県相模原市で暮らせず、北杜市白州町に移住しました。近くに市の広報スピーカーができ、頭痛と嘔吐に苦しみました。市の協力で、子供たちの下校放送は、そのスピーカーから流れなくなりました。</p> <p>携帯電話の使える便利さ快適さと、携帯電話のない快適さと選択できる国であってほしいです。電波の届かない地域を、政策として作ってください。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術)</p> <p>http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
23			<p>過疎地における携帯基地局エリア拡大にともなう国庫補助金引き上げには、反対します。私の住む朽木は、以前は、朽木村でした。急速な基地局の普及によって、景観破壊はもとより、不眠症・頭痛を訴える住民が増えています。都会型の慢性症状が、田舎に持ち込まれてきたような状況と考えています。予防原則に従えば、利便性を優先して国費を無駄遣いする政策はいかがなものでしょうか。設備建設の投資のみならず、住民の通院費用までがのしかかることとなります。私たちは、過去の教訓から利便性と表裏一体のもっと深刻な問題が存在していることを学ぶ必要があります。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
24			<p>担当者様 このような機会が与えられていることに感謝申し上げます。 私は、携帯基地局が居住地や労働環境中に設置されていることなどにより不便を被っている一人です。 主に電子機器、スマートホンやインバーター装置、その他にバッテリー、モーターの近くにいたり、機器の数が多くと頭部を中心に全体がおかしくなります。 不整脈やしびれ、筋肉を動かしにくくなるなどの症状が出ます。 日常で周囲に訴えてもおかしいと思われるだけで黙って対策をしています。 外出時や電子機器を使う時は、純度99%以上の銀をコーティングした生地で作した、フードつきのコートとスラックスを着用しています。 服は太陽光を反射して大変よくきらめきます。 そのため人目についてじろじろ見られたり、子連れの親御さんからは不審者を見る眼差しで警戒されたり、時には警察官に追いかけられたりもします。 これ以上、自由に携帯基地局が設置できるようになってある種の周波数の電磁波発生源が増えてしまつたら、外出だけでなく寝起きにも困ります。 今は高齢の両親に住まわせてもらっているの、(隣接する家屋のない戸建てですから) ころうじて暮らせてはいます。 二人が死ぬまで私が生きてしまつたら家は納税のため物納して住まいを探さなくてはいけません。その時、団地やアパートを探すはずで。 近隣に小型基地局があつてはとても遮蔽しきれものではありません。 どうか、これ以上は人間のいるところには増やさないでください。 それでは失礼いたします。 最後までお読みいただきありがとうございました。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
25			<p>1 構成員に医療関係者や市民が入ってなく、推進側だけに偏っている まず、研究会構成員が、携帯電話会社等推進事業者が多いこと。また大学関係者等も推進の視点が強いメンバーであること、行政側も企画部門、政策部門、総務部門といった事業推進の立場のメンバーであること。これでは携帯電話や基地局による健康影響等、弱者に対する総合的な議論が保証されません。医療関係者や環境団体や被害者たちを入れること、つまり「利害関係者を含めたリスクコミュニケーション戦略」という、WHO（世界保健機関）が指摘している実のある「研究・検討」から始めるべきです。</p> <p>2 電磁波過敏症の人たちを含めて健康影響への配慮がない 「民間主導の原則」だと採算が合わない過疎地等には基地局が建たないから、助成金等を使って基地局整備を進めようというのが、今回の報告(案)の結論です。ここには、電磁波過敏症等で電磁波の影響から避けるために過疎地等に避難移住している人たちの苦しみへの理解がまったくありません。「エリア外人口3.9万人」「非人口カバー率0.03%」とは、そうした電磁波の影響に苦しむ人たちにとって、貴重な避難エリアなのです。それをなるべく「カバー率100%」にしようという発想は、携帯電磁波ファッションとも言うべき暴挙です。上記1で指摘したように、「事業推進」の視点しかないメンバーで議論するから、こうした「健康影響への配慮がない」結論になるのです。今必要なのは、「携帯電磁波の届かないゾーンの設定」による電磁波過敏症を保護する政策です。</p> <p>3 IARC評価「発がん性可能性あり」や欧州の動き等、国際的な動向を見る視点がない 2011年5月31日に、WHO傘下のIARC（国際がん研究機関）は携帯電話電磁波を含む高周波電磁波（周波数10M～100G）を「2B（発がん性可能性あり）」と評価しました。2009年2月4日に、フランス・ベルサイユ高裁は「基地局電磁波の健康影響を認め、基地局の撤去を命じる」判決を出しました。2007年のEU（欧州連合）公式世論調査では、「欧州人4人のうち3人が基地局電磁波の健康影響に不安を感じる」と答えています。2013年8月30日に、ベルギー政府は「7才未満の子どもへのいかなる広告と販売を禁じる」「販売の際販売業者は、携帯電話の電磁波の強度を5段階で表示し、『あなたの健康を考えましょう。携帯電話は控えめに使い、電磁波量の低い携帯電話を選びましょう』の文言を添付しなければならない」とする法令を布告しました。電磁波は第二のタバコ、と言えます。そうした国際的な動向を研究会では一切議論していません。あまりにも視野狭窄な報告(案)です。これもメンバーが偏っていることに理由があります。</p> <p>4 「世界一安全で災害に強い社会」はどこにでも基地局をつくることではない 閣議決定「世界最先端II国家創造宣言」の一環として「世界一安全で災害に強い社会の実現」のため、どこにでも基地局を作ろう、と報告(案)は言うのですが、原発をゼロにし、分散型社会構造にし、市民が政治に積極的に参画できるような社会こそ、「安全で災害に強い社会」なのです。技術を過信する社会は脆弱な社会です。</p>	電磁波問題市民研究会 http://www.tele.soumu.go.jp/sys/e/e/	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。 総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/sys/e/e/</p>
26			<p>携帯スマホ圏外を無くさないでください。 研究会報告書に目を通させて頂きましたが、基地局整備の一点張りの内容で、携帯電話利用の利便性は書かれており、既に市中に飽和状態で林立している携帯電話基地局の年々増強されて四六時中振りまかれる強烈な電磁波（マイクロ波）によって甚大な健康被害を被っている電磁過敏症発症者、納税者としては、基地局の負の面を全く無視する研究会報告書と政府の姿勢に憤りを感じざるを得ません。 携帯電話優先の社会となつて、公衆電話が激減し、ペースメーカー使用者や電磁過敏症発症者が(存在しないかの如く無視され)日陰者として扱われ、健康や生命を脅かされ、公共の場や交通機関利用にすら支障をきたすようになってきている現状をどこまで無視するのですか。公衆電話は社会的インフラであり、個人の費用負担で維持管理しなければならない携帯スマホに取って代わらせるとするのは、公共インフラの維持整備をしなければならない行政の責務放棄ではないでしょうか。無線通信網を公共インフラとして捉えているのでしょうか、端末を常に個人が保持、所有していなければならない通信網など公共設備とは言えないのではないですか。また携帯基地局は消費電力も甚大であり、電力を電波として四六時中周囲に撒き散らし続ける、省エネと逆行したエネルギー浪費の最たる物ではないでしょうか。貴重なエネルギーを有害な電磁波として四六時中どこでも嫌でも浴びせられる一市民としては携帯スマホ圏外に居住することが切実な焦眉の願ひですが、そのわずかな貴重な圏外を税金を使ってでも無くそうとしている。携帯電波で健康、生命、職業を脅かされ続け、また年々増強される電波に明日の生命、健康を破壊される恐怖に脅かされている電磁過敏症、ペースメーカー使用者に「お前の生きる場所は無い」と宣言しているのに等しい非人道的行為ではないでしょうか。人体や環境への安全性の確証のない無線通信を日本全土で展開し続けなければいけません。何で頭に当てて使ったら脳腫瘍になる可能性が否定出来ない携帯スマホという代物を国民全部に使わせようとするのですか。年々増加している電磁過敏症発症者は日常の生活が苦しみ一色です。静寂も安眠も奪われたままです。四六時中ジリジリと全身が炙られつづけている感覚なのです。今年秋には携帯基地局の電波強度が現在の5倍になるという情報を見て遺書を書かなければならないのか、という心境です。電磁過敏症は公害病です。実態を一刻も早く直視してください。パブリックコメントもただ意見を集めたというだけでなく、内容をちゃんと読み取って情報を生かしてください。お願いします。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。 総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/sys/e/e/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
27			<p>「ユーザーや事業者のニーズがある」という理由だけで、携帯電話の基地局を増設していいのでしょうか。電磁波の影響による健康問題については、見ないふりのままでいいのでしょうか。電磁波過敏症を発症して6年になります。(化学物質過敏症も併発)</p> <p>実家近くに郊外特有の大きい携帯基地局がありますが、2012年10月帰省時から電磁波をキツク感じるようになってきました。広域災害対策用の大ゾーン基地局設置時期と重なるため、それが原因と思われる。実家滞在中は1日、2日で頭痛・不眠・疲労感他体調不良の状態になりますが、「帰省」なので「その間だけ」と我慢している状態です。私自身の体調の変化だけでなく、庭では草の奇形(葉がものすごく大きい)もあります。いずれもそれ以前はなかった現象です。</p> <p>この広域災害対策も含め、無線LAN、Wifiの充実等、数年前と比べて確実に電磁波の全体量が増えています。電磁波過敏症当事者の実感です。</p> <p>ヨーロッパを中心に「予防原則」という考えがある事をご存知でしょうか。「科学的に不確実である」などの理由で「危なくない」と判断していても、後々「実は危なかった」とわかった時にはすでに被害が大きくなっている場合があるので、避けられる物は避けたいという考えです。日本でもこの「予防原則」に則り、電磁波の規制値をEU並みに下げたいと思います。電磁波を派生させる電化製品や無線等は、人類が長年使ってきた物ではなく、日々の暮らしでは少量でも、総量として大量に電磁波を浴びた場合、どんな身体的影響が今後現れるのか誰にもわからないからです。</p> <p>もし、このまま規制値を下げず何の対策もせず放置したままだと、「働くことができない人」が確実に増えます。電磁波過敏症と診断されず、医療関係者が周知していないので別の病名がついたとしても、結果は同じです。最終的に、『社会保障費の増大』や『納税者の減少』、症状の一つとして『集中力がなくなる』事による『生産力の低下』等を引き起こす事が考えられます。このままでは国の将来はどうなるのでしょうか。</p> <p>企業側の論理(下げた規制値対応製品への研究費や、新たな設備投資の増大による一時的な減益回避等)を優先させるのか、国民の健康状態や生活を考慮するのか。長い目で見れば、一人ひとりが健康に暮らせる世の中は、生活も仕事も安定することで内需も拡大し、最終的に国も企業も潤い安定するのではないのでしょうか。</p> <p>目先の『今』にとらわれず、俯瞰で物事を見て判断していただきたいと思います。自ずと何をすべきかが見えてくるはずですが。</p> <p>「見えない、聞こえない、臭わない」電磁波で苦しむ人をこれ以上増やさない為にも、ご一考お願い致します。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術)</p> <p>http://www.tele.soumu.go.jp/sys/ele/</p>
28			<p>携帯電話基地局整備とエリア拡大につきましては、慎重に再検討されることを望みます。</p> <p>WHOの国際がん研究機関(IARC)は、2011年、無線周波数電磁場を「発がんの可能性がある(グループ2B)」に分類しています。また欧州評議会(CoE)は、2011年、電磁波過敏症の人に配慮して無線周波数電磁場のないエリアをつくるなどの対策をするよう、加盟国に勧告しています。日本はCoEのオブザーバー国だから、この勧告に留意して何らかの防護策を取るべきです。</p> <p>とくに影響を受けやすい子供には充分配慮し、学校やそのほか子供が利用する施設では欧州なみの基準値を設けることも合わせて検討されるべきです。また電磁波防護のための対策を必要とした場合にはその費用を自治体や国、および携帯電話会社が負担することも含め検討していただきたい。</p> <p>またこのような検討委員会がエリア拡大賛成派だけという大変問題であると思われ、電磁波の人体への影響について研究をしている医師や物理学者、電磁波過敏症に詳しい弁護士、電磁波過敏症の患者団体なども加えるべきだと思います。</p> <p>住宅へのフェムトセル設置については、近隣住民の電磁波過敏症、癌などの疾病の発症リスクを高めたり、健康被害を生むことが懸念されます。普及の際には、電磁波による健康影響について国民に広く知らせることが必要不可欠だと思います。その上で広く議論し、エリア拡大について決定していくべきだと思っております。</p> <p>私は電磁波過敏症の患者会を主催しておりますが、現状でも電磁波過敏症の患者さんが快復をするために必要な無線周波数電磁場のないエリアを探し当てるのに苦労しています。電磁場のないエリアを各県にある一定の範囲で取って設け、その理由を携帯電話利用者に広く周知するなどの対応や配慮を切実に願っております。</p>	匿名	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術)</p> <p>http://www.tele.soumu.go.jp/sys/ele/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
29			<p>判定員の資格要件の緩和には、絶対反対です。近隣住民とのトラブルが、今以上に多発しますから。基地局のブースターの使用にも反対です。過去の判定員は、ブースターの使用まで考慮していませんから。</p> <p>基地局設置に関わる、住民からの苦情対応専用窓口を、各地方の総合通信局と各自自治体に設ける事も、必要です。</p> <p>基地局周辺の住民に、体調不良などの電磁波過敏症の発症が顕われた時は、電磁波シールド対策の費用を、総務省・各地の総合通信局・自治体が負担する補償制度と、その財源の公的な確保も、必要です。</p> <p>高周波電磁波の防護基準を、スイス・リヒテンシュタイン・オーストリア並みに、現行の100万分の1に厳しくするのが、近隣住民への受動被曝を防ぐ為に、最も理想だと考えます。</p> <p>公共施設や病院などの医療施設、学校・幼稚園・保育園・児童会館などの教育施設から、半径40メートル以内には、基地局を立てない規制を明記した、ガイドラインを設ける事も必要です。</p> <p>基地局の設置と、その運用に当たっては、近隣住民との間に、民主的なコンセンサスによる合意を経た上で、との原則を義務付けるべきです。</p> <p>その為には、基地局の位置と出力・周波数帯の情報を公開する事が、大前提です。</p> <p>基地局の設置にあたっては、各・携帯会社が直接行い、下請け・孫受け会社には、請け負わせない、ルール創りも設けるべきです。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
30			<p>携帯電話のカバーエリア拡大のための基地局整備に断固反対します。</p> <p>1. 2011年IARCが無線周波数電磁場を「発がんの可能性がある」に分類。実際に基地局周辺での発がん率・体調不良事例は基地局から遠い地域と比べかなり高い結果が様々な調査で示されている。</p> <p>2. 諸外国では既に電磁波の危険性を認め対策がなされている。先進国の中で我が国だけが、国民の健康・命を危険にさらし、更に情報を示さない中、我々の税金である国の補助で基地局を増やすなど、とんでもないことである。</p> <p>3. 各国が「危険である可能性が高い」と対策を示す状況下、総務省が「電磁波は安全である」と、この事業を進めるのであれば、その根拠と、仮に被害者が出た場合の対応を示して頂きたい。</p> <p>4. 「原発村」と「電磁波村」の違いをどのように説明されるのかを伺いたい。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
31			<p>1) 電磁波過敏症発症者への対策がないまま、基地局の増設を推進するのは、健康被害を拡大させることになる。日本弁護士連合会が「電磁波問題に関する意見書」で述べているように、携帯電話基地局周辺等での健康に関する実態調査を行い、電磁波過敏症発症者の保護を行うべき。</p> <p>2) 携帯電話等エリア整備事業で、この10年間で609億円が投じられている。一方、電磁波過敏症発症者は、自費で電磁場を遮蔽する工事や改修を自宅等に行う等、経済的負担を強いられている。福岡県太宰府市では、基地局からの電磁場を防ぐため小学校の窓に、電磁場シールドフィルムを、保護者のカンパで設置した例もある。こういった電磁場防止対策にこそ、助成をするべきだ。</p> <p>3) 自治体に、基地局の「迅速な交付申請及び決定の事務に努めるべき」としているが、携帯電話基地局の設置に際して、周辺住民との話し合いによる民主的な合意形成がなされるよう、積極的な情報公開や設置手順の確立を進めるべき。「迅速さ」のみを求めるのは、住民との合意形成を損なうことになる。</p> <p>4) イギリスでは、基地局の位置情報だけでなく、事業者名や周波数帯、出力、基地局の高さなどをインターネットで検索できる。フランスやドイツなど諸外国でも、位置情報検索システムを政府が設置している。日本でも基地局の情報を、政府として公表し、広く知らせるべきだ。</p> <p>5) 2020年を目処に全国の公立学校の児童生徒に、タブレット式パソコンを支給し、LAN環境で授業を受けさせる「学校教育のICT化」が進んでいるが、無線ではなく有線LAN設置を義務づけるべきだ。パソコンも無線に対応しない物を使用させるべき。</p> <p>6) 電磁波過敏症発症者には、電磁波のない環境が必要だ。各都市に無線周波数電磁場の無いエリアを設ける、学校や幼稚園等子どもが通う施設の周辺には基地局を設置しない等、設置を規制するべき。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。</p> <p>総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>

番号	報告書(案)		提出された御意見	提出者	御意見に対する考え方
	頁	項目			
32			<p>「1 検討の背景 (1) 携帯電話の利用状況・重要性」にあります通り、携帯電話は「あれば便利」から「ないと不便」になり幼児や赤ちゃんが手にしたり、妊婦さんがお腹の上で携帯電話を操作する光景も見られるようになりました。</p> <p>しかし、同時に携帯電話の電磁波の影響について、長年の懸命な研究努力がありながら、未だに「人体に悪影響あり」の懸念が拭いきれないでいます。このような状況の中、2005年WHOは「電磁波過敏症」を公式認定しました。さらに2011年国際がん研究機関 (IARC) は「携帯電話の使用」を「ヒトに対する発がん性の可能性がある」としました。しかし、WHO・IARCの発表後も2011年秋のホームページで総務省は「人体への影響は認められない」としNTTドコモは「安心してご利用いただけます」とし、国も企業も具体的予防策に取り組んでいません。</p> <p>このような状況を危惧し2012年通信労組は「国民のいのち、健康を第一に考慮すべき国や社会的責任のある企業が取るべきことは、早急に予防策を講ずることです」と第37回定期全国大会付属資料において述べています。また、携帯電話基地局の建設をめぐる住民とのトラブル回避のための対策として、郵政省は1997年携帯電話会社30社に対して「建設については住民と十分に話し合っ理解を得るように」など注意を促しましたが、それからすでに17年経過した現在も住民とのトラブルは回避されていません。</p> <p>携帯電話基地局建設をめぐる住民運動の多くは「人体への悪影響」の可能性を拭えないことに起因しています。</p> <p>携帯電話基地局整備を進める上で以上の問題を考慮することは、国、企業、国民間のトラブル回避に有効であり、経済的、公共的、人道的観点から見ても必要不可欠です。</p> <p>特に「電磁波過敏症」発症者の多くは、不便であっても否応なしに圏外か電波の届きにくい環境を求めて過疎地域や山間地で暮らしています。</p> <p>「3 今後の整備方針と具体的推進方策 (1) 整備方針ア 居住地域について」 居住地域のうち「エリア化要望なし」の地域では整備する必要はないと考えます。また「エリア化要望なし」を除く地域においても前出の通信労組の提言通り「電磁波過敏症」発症者は電磁波被曝を避けなければならない、特別な対策を講ずる必要があります。また、携帯電話基地局建設にあたっては住民説明協議と合意を求めることを徹底することが必要不可欠です。</p>	個人	<p>総務省では電波の安全性を確保するため、基地局免許の際に安全基準の基準値等に適合しているかどうか審査を行うなどの必要な対応を行っております。加えて、総務省では、電波の安全性について国民の正しい理解を深めるために、定期的に電波の安全性に係るセミナーを開催する等の活動を行っております。</p> <p>また、総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請してきたところです。</p> <p>なお、電波の安全性に関しては、今後も調査研究を継続して実施していく方針であり、調査により得られた知見については、以下のホームページにて情報提供しているところです。 総務省 電波利用ホームページ(電波の安全性に関する調査及び評価技術) http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/</p>
33			<p>携帯電話基地局の全国ネットワークは、500メートルメッシュの蓄電池および非常用発電機の全国ネットワークでもあり、無線アンテナの全国ネットワークでもある。</p> <p>見方を変えると、これらのネットワークは、無線通信以外の分野にも活用できるインフラとなる。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の非常用電源のネットワークとする。 2. 多数の基地局からの電波を空中の1点にエネルギー集中して、日本の防空に活用するための巨大なフェーズドアレイアンテナとする。 3. GPSシステムの代替または補間を行なう位置情報サービスインフラとする。 	個人	<p>本研究会では、携帯電話の不感地域の解消に向け、議論してまいりました。</p> <p>頂いた御意見は、本研究会の検討対象外であるため、今後の行政において参考とされるものと考えます。</p>